

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 農林水産商工本部 畜産課

条 例 名	佐賀県種畜検査条例	条例等の番号	昭和34年条例33号							
許認可等の種類	手数料の減免	根拠条項	第6条の2							
審 査 基 準	<p>知事は経済的事情その他やむを得ない理由により、手数料を減免することが必要であると認めるときは、手数料を減免することができる。</p> <p>(手数料の減免) 佐賀県手数料条例第3条の定めにより、次に掲げる者は手数料を減額又は免除することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定により保護を受けている者 ・災害その他の事由により減額又は免除の必要があると認められる者 									
	受付 機関	畜産課 機関	処理 機関	畜産課 機関	交付 機関	畜産課 機関	標準処理期間	日	目次	
							標準経由期間	日	NO	